

「電力卸販売に係る募集要項」の新旧対照表

○資料1 「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」

改定前					改定後				
2024年9月					2024年9月				
中国電力株式会社					中国電力株式会社				
電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）					電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）				
1. 募集スケジュール					1. 募集スケジュール				
参加申込期間 : 2024年9月11日（水）～2024年9月20日（金）17時					参加申込期間 : 2024年9月11日（水）～2024年9月20日（金）17時 【実施済】				
(1) 第1回					(1) 第1回 【実施済（不成立）】				
・契約申込期間 : 2024年9月30日（月）～2024年10月16日（水）17時					・契約申込期間 : 2024年9月30日（月）～2024年10月16日（水）17時				
・契約者決定通知予定日 : 2024年10月22日（火）					・契約者決定通知予定日 : 2024年10月22日（火）				
					※ 申込内容を精査した結果、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが極めて高く、実務上履行困難となるため、不成立といたしました。				
(2) 第2回（予備回）					(2) 第2回（予備回 〔再募集回〕 ）				
・実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。					・実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。				
					・契約申込期間 : 2024年12月12日（木）～2024年12月27日（金）17時				
					・契約者決定通知予定日 : 2025年1月9日（木）				
2. 販売商品（標準メニュー） ^{※1}					2. 販売商品（標準メニュー） ^{※1}				
商品名	ベース型	ミドル型	通告型		商品名	ベース型	ミドル型	通告型	
			通告型 α ^{※2}	通告型 β ^{※3}				通告型 α ^{※2}	通告型 β ^{※3}
通告の有無	なし		あり (通告期限：受給日前々日の14時)		通告の有無	なし		あり (通告期限：受給日前々日の14時)	
受給パターン	全日0-24時	平日 ^{※4} 8-20時 ^{※5}	通告により決定		受給パターン	全日0-24時	平日 ^{※4} 8-20時 ^{※5}	通告により決定	
利用率	100%	33%	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力および利用率を固定	利用率	100%	33%	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力および利用率 ^{※6} を固定
受給期間	2025年4月1日～2028年3月31日				受給期間	2025年4月1日～2028年3月31日			
取引単位	100kW				取引単位	100kW			
料金体系	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整 ^{※6} ） または 二部料金制（基本料金+電力量料金+燃料費等調整）				料金体系	単純従量料金制（電力量料金+燃料費等調整 ^{※6-7} ） または 二部料金制（基本料金+電力量料金+燃料費等調整）			
受渡エリア	中国エリア				受渡エリア	中国エリア			
CO2排出係数	中国電力株式会社の排出係数				CO2排出係数	中国電力株式会社の排出係数			
<p>※1 事業者は、各回の募集で複数の販売商品にお申込みいただけます。ただし、各商品の申込は1つずつといたします。</p> <p>また、1事業者につき各商品の申込量の上限は、各回の販売予定数量といたします。</p>					<p>※1 事業者は、各回の募集で複数の販売商品にお申込みいただけます。ただし、各商品の申込は1つずつといたします。</p> <p>また、1事業者につき各回の募集における各商品の合計申込量の上限は、各回の販売予定数量「3. 販売予定数量 (kWおよびkWh)」といたします。</p>				

改定前	改定後								
<p>※3 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。</p> <p>なお、通告型βの受給料金単価には、需給管理業務に伴う委託費を含みません。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。</p> <p>※5 ミドル型について、平日8-20時以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「価格提示希望申込書（複数年卸）」に記入してください。なお、申込可能な時間帯は、連続する時間帯に限ります。</p> <p>※6 燃料費等調整は、別紙の当社が指定するフォーミュラの中から適用を希望するものを選択してください。</p>	<p>※3 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。</p> <p>なお、通告型βの受給料金単価には、需給管理業務に係る委託費を含みませんは、通告型βの受給料金とは別に事業者からお支払いいただきます。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。</p> <p>※5 ミドル型について、平日8-20時以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「価格提示希望申込書（複数年卸）」に記入してください。なお、申込可能な時間帯は、<u>平日または全日の6時間以上で連続する時間帯に限ります。</u></p> <p>※6 <u>通告型βについては、受給期間中の各月の受給電力が各年度の最大受給電力に対して6割以上となること、かつ、受給期間中の各年度の利用率（各年度の最大受給電力が基準）が50%以上かつ月間の利用率が50%以上（当該月間の受給電力が基準）となることを条件といたします。</u></p> <p>※7 燃料費等調整は、別紙の当社が指定するフォーミュラの中から適用を希望するものを選択してください。なお、改定前の「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」にもとづく燃料費等調整フォーミュラの適用を希望する事業者は、「価格提示希望申込書（複数年卸）」の提出に際し、その旨を当社にお申し出ください。</p>								
<p>3. 販売予定数量</p> <p>各回の販売予定数量は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="136 890 1409 1035"> <tr> <td data-bbox="136 890 311 942">第1回</td> <td data-bbox="314 890 1409 942">60億kWh/年（3年間で180億kWh）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 945 311 1035">第2回 (予備回)</td> <td data-bbox="314 945 1409 1035">実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。</td> </tr> </table>	第1回	60億kWh/年（3年間で180億kWh）	第2回 (予備回)	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。	<p>3. 販売予定数量</p> <p>各回の販売予定数量は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1513 890 2789 1186"> <tr> <td data-bbox="1513 890 1691 942">第1回</td> <td data-bbox="1694 890 2789 942">実施済（不成立）60億kWh/年（3年間で180億kWh）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 945 1691 1186">第2回（予備回）</td> <td data-bbox="1694 945 2789 1186">実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。 <標準メニュー全体の販売予定数量（kWh）> 60億kWh/年（3年間で180億kWh） <低利用率標準メニュー*合計の販売予定数量（kW）> 13万kW</td> </tr> </table> <p>※ 低利用率標準メニューとは、ミドル型および通告型αをいいます。</p>	第1回	実施済（不成立）60億kWh/年（3年間で180億kWh）	第2回 （予備回）	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。 <標準メニュー全体の販売予定数量（kWh）> 60億kWh/年（3年間で180億kWh） <低利用率標準メニュー*合計の販売予定数量（kW）> 13万kW
第1回	60億kWh/年（3年間で180億kWh）								
第2回 (予備回)	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。								
第1回	実施済（不成立）60億kWh/年（3年間で180億kWh）								
第2回 （予備回）	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。 <標準メニュー全体の販売予定数量（kWh）> 60億kWh/年（3年間で180億kWh） <低利用率標準メニュー*合計の販売予定数量（kW）> 13万kW								
<p>5. 参加申込について</p> <p>(1) 電力卸取引参加申込書</p> <p>当社が指定する「電力卸取引参加申込書（複数年卸）」を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、提出してください。</p> <p>(3) お申込みにあたっての留意事項</p> <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。 	<p>5. 参加申込について</p> <p>(1) 電力卸取引参加申込書</p> <p>当社が指定する「電力卸取引参加申込書（複数年卸）」を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、PDF形式で提出してください。</p> <p>(3) お申込みにあたっての留意事項</p> <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。 <p>※ 改定前の「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」にもとづき、提出された「電力卸取引参加申込書（複数年卸）」および財務諸表等は、引き続き有効といたします（当該申込書等の再提出は不要です）。</p>								
<p>6. 与信審査</p> <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を 	<p>6. 与信審査</p> <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を 								

改定前	改定後
<p>満たさなくなった場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。</p>	<p>満たさなくなった場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。</p>
<p>※ <u>改定前の「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」にもとづき、当社が事業者に通知した与信審査結果は、引き続き有効といたします。</u></p>	<p>※ <u>改定前の「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」にもとづき、当社が事業者に通知した与信審査結果は、引き続き有効といたします。</u></p>
<p>7. 価格提示希望のお申込みについて</p>	<p>7. 価格提示希望のお申込みについて</p>
<p>(1) 価格提示希望申込書</p>	<p>(1) 価格提示希望申込書</p>
<p>当社が指定する「価格提示希望申込書（複数年卸）」を記入し、提出してください。</p>	<p>当社が指定する「価格提示希望申込書（複数年卸）」を記入し、PDF形式で提出してください。</p>
<p>(2) 受給計画</p>	<p>(2) 受給計画</p>
<p>通告型βの受給を希望される場合は、各月の受給電力、各月の受給電力量、月間平日・休日の30分コマ毎の受給電力量について、「価格提示希望申込書（複数年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、提出してください。</p> <p>また、需給管理業務を委託いただくにあたっての必要事項について、「需給管理業務の受託にあたり確認させていただきたい事項（複数年卸）」へ記入のうえ、提出してください。</p>	<p>通告型βの受給を希望される場合は、各月の受給電力、各月の受給電力量、月間平日・休日の30分コマ毎の受給電力量について、受給期間中の各月の受給電力が各年度の最大受給電力に対して6割以上となるように設定してください。そのうえで、受給期間中の各年度の利用率（各年度の最大受給電力が基準）が50%以上かつ月間の利用率が50%以上（当該月間の受給電力が基準）になるように「価格提示希望申込書（複数年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、エクセル形式で提出してください。ただし、提出いただいた受給計画が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、当社は受給電力の変更を求めることができるほか、申込受付をお断りすることがあります。</p> <p>また、需給管理業務を委託いただくにあたっての必要事項について、「需給管理業務の受託にあたり確認させていただきたい事項（複数年卸）」へ記入のうえ、PDF形式で提出してください。</p>
<p>(3) 価格提示希望のお申込みにあたっての留意事項</p> <p>＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、価格提示希望申込書（複数年卸）等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。 	<p>(3) 価格提示希望のお申込みにあたっての留意事項</p> <p>＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、「価格提示希望申込書（複数年卸）」等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。 ※ お申込みいただいた受給電力または受給パターンが当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、受給料金単価等の提示をお断りする場合があります。
<p>9. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 電力卸取引契約のお申込み</p> <p>＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、当社へ「電力卸取引契約申込書（複数年卸）」を提出して以降は、申込の撤回はできません。 	<p>9. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 電力卸取引契約のお申込み</p> <p>＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 希望受給電力の変更内容が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、変更のお断り、または受給電力もしくは受給料金単価の変更を求める場合があります。 なお、当社へ「電力卸取引契約申込書（複数年卸）」を提出して以降は、申込の撤回はできません。
<p>(3) 約定処理</p>	<p>(3) 約定処理</p>
<ul style="list-style-type: none"> 上記（1）で当社が提示する受給料金単価での販売（一律価格での販売方式）となります。 事業者による希望受給電力の合計が販売予定数量を上回った場合は、部分約定とし、約定量は各事業者の希望受給電力にもとづき算定した3年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率 	<ul style="list-style-type: none"> 上記（1）で当社が提示する受給料金単価での販売（一律価格での販売方式）となります。 事業者による希望受給電力の合計が販売予定数量を上回った場合は、部分約定とし、約定量は各事業者の希望受給電力にもとづき算定した3年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率

改定前

40%で算定) に応じて按分いたします。

(5) 各回の募集スケジュール

- 各回の募集スケジュールは、以下のとおりといたします。

各回共通	電力卸取引参加申込書（複数年卸）等の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	与信審査結果の通知	2024年9月30日（月）
第1回	価格提示希望申込書（複数年卸）の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	受給料金単価の提示	2024年9月30日（月）
	電力卸取引契約申込書（複数年卸）の提出締切	2024年10月16日（水）17時
	契約者決定通知	2024年10月22日（火）
第2回 (予備回)	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	

10. 契約における重要事項等

<省略>

- 当社との受給契約期間満了前に債務不履行等により当社との受給契約を解除した場合または当社との受給契約締結以降、買主の都合により当社との受給契約を解除した場合は、以下のとおり、違約金をお支払いいただきます。

改定後

~~40%で算定) に応じて按分いたします。~~

- 各事業者による申込量の合計が販売予定数量（kW または kWh）を上回った場合は、部分約定とします。

この場合の約定量は、以下のとおり按分処理を行い、決定するものといたします。

- 各事業者からの低利用率標準メニューの希望受給電力の合計が販売予定数量（kW）を上回る
とき

低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）を、当該メニューの申込をした各事業者の希望受給電力に応じて按分し、当該事業者ごとに按分後の希望受給電力を定めます。そのうえで、すべての標準メニューの申込をした各事業者の希望受給電力（低利用率標準メニューの申込については按分後の希望受給電力）にもとづき算定した3年間の受給電力量（以下「希望受給電力量」という。なお、通告型αの場合は年間利用率40%で算定）の合計が販売予定数量（kWh）を上回ったときは、販売予定数量（kWh）をすべての標準メニューの申込をした各事業者の希望受給電力量に応じて按分いたします。

- 各事業者からの低利用率標準メニューの希望受給電力の合計が販売予定数量（kW）以下の
とき

各事業者の希望受給電力量の合計が販売予定数量（kWh）を上回ったときは、販売予定数量（kWh）を各事業者の希望受給電力量に応じて按分いたします。

(5) 各回の募集スケジュール

- 各回の募集スケジュールは、以下のとおりといたします。

各回共通	電力卸取引参加申込書（複数年卸）等の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	与信審査結果の通知	2024年9月30日（月）
第1回※ (不成立)	価格提示希望申込書（複数年卸）の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	受給料金単価の提示	2024年9月30日（月）
	電力卸取引契約申込書（複数年卸）の提出締切	2024年10月16日（水）17時
	契約者決定通知	2024年10月22日（火）
第2回(予備 回)	実施の有無を含め、2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	
	価格提示希望申込書（複数年卸）の提出締切	2024年12月6日（金）17時
	受給料金単価の提示	2024年12月12日（木）
	電力卸取引契約申込書（複数年卸）の提出締切	2024年12月27日（金）17時
	契約者決定通知	2025年1月9日（木）

※ 申込内容を精査した結果、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが極めて高く、実務上履行困難となるため、不成立といたしました。

10. 契約における重要事項等

<省略>

- 当社との受給契約期間満了前に債務不履行等により当社との受給契約を解除した場合または当社との受給契約締結以降、買主の都合により当社との受給契約を解除した場合は、以下のとおり、違約金をお支払いいただきます。

改定前	改定後
<p>約金をお支払いいただきます。</p> <p>① 2025 年度、2026 年度中に契約を解除した場合 別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量（2025 年度から 2027 年度までの 3 か年平均値）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じた金額</p> <p>② 2027 年度中に契約を解除した場合 別途締結する契約書に定める 2027 年度の年間予定受給電力量の 12 分の 5（5 か月分）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じた金額</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>① 2025 年度、2026 年度中に契約を解除した場合 別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量（2025 年度から 2027 年度までの 3 か年平均値）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じた金額</p> <p>② 2027 年度中に契約を解除した場合 別途締結する契約書に定める 2027 年度の年間予定受給電力量の 12 分の 5（5 か月分）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの。発電側課金相当を含む）を乗じた金額</p> <p>・ 当社は、受給契約締結以降、次の①または②に該当する場合、受給契約を解除できるものとし、当社から買主に対し、上記の違約金のお支払を求めることがあります。</p> <p>① 通告型βの受給契約において、買主が「価格提示希望申込書（複数年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」に記入した受給計画の受電時間帯と、実際の受電時間帯が異なることで、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合</p> <p>② 買主側の事情に起因する理由により、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改定前	改定後				
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">燃料費等調整</p> <p>1. フォーミュラ①</p> <p>(1) 燃料費等調整額の算定</p> <p>燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。</p> <p>なお、市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものをいいます。</p> <p>(2) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合（料金算定時に減算）</p> $\text{燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合（料金算定時に加算）</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">17 銭 8 厘</td> </tr> </table> <p>注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。</p> <p>(3) 市場価格調整額の算定</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$ <p>X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値</p> <p>Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値</p> <p>x = 0.1316</p> <p>y = 0.8684</p> <p>ロ 市場価格調整単価</p> <p>1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 20 円 81 銭を下回る場合（料金算定時に減算）</p>	1 キロワット時につき	17 銭 8 厘	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">燃料費等調整</p> <p>1. フォーミュラ①</p> <p>(1) 燃料費等調整額の算定</p> <p>燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。</p> <p>なお、市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、中国エリアに適用されるものをいいます。</p> <p>なお、市場価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所から公表される一日前市場の中国エリアプライスをいいます。</p> <p>(2) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 41,900 円を下回る場合（料金算定時に減算）</p> $\text{燃料費調整単価} = (\del{75,400} 41,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 41,900 円を上回る場合（料金算定時に加算）</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \del{75,400} 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 キロワット時につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">17 銭 8 厘 15 銭 4 厘</td> </tr> </table> <p>注. 上記単価には消費税等相当額を含まない。</p> <p>(3) 市場価格調整額の算定</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$ <p>X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値</p> <p>Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値</p> <p>x = 0.1316 0.4861</p> <p>y = 0.8684 0.5139</p> <p>ロ 市場価格調整単価</p> <p>1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 20 円 81 銭 9 円 45 銭を下回る場合（料金算定時に減算）</p>	1 キロワット時につき	17 銭 8 厘 15 銭 4 厘
1 キロワット時につき	17 銭 8 厘				
1 キロワット時につき	17 銭 8 厘 15 銭 4 厘				

改定前	改定後
<p>市場価格調整単価 = (20 円 81 銭 - 平均市場価格) × ハの調整係数</p> <p>(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 20 円 81 銭を上回る場合 (料金算定時に加算)</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 20 円 81 銭) × ハの調整係数</p> <p>ハ 調整係数 調整係数は、次のとおりといたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0.140</div>	<p>市場価格調整単価 = (20 円 81 銭 9 円 45 銭 - 平均市場価格) × ハの調整係数</p> <p>(ニ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 20 円 81 銭 9 円 45 銭を上回る場合 (料金算定時に加算)</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 20 円 81 銭 9 円 45 銭) × ハの調整係数</p> <p>ハ 調整係数 調整係数は、次のとおりといたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">0.140 0.230</div>
<p>2. フォーミュラ②</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 76,900 円を下回る場合 (料金算定時に減算)</p> $\text{燃料費調整単価} = (76,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 76,900 円を上回る場合 (料金算定時に加算)</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 76,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$	<p>2. フォーミュラ②</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 76,900 45,000 円を下回る場合 (料金算定時に減算)</p> $\text{燃料費調整単価} = (\del{76,900} 45,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$ <p>(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 76,900 45,000 円を上回る場合 (料金算定時に加算)</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \del{76,900} 45,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$

○資料6 「電力卸販売に係る募集要項（単年卸）」

改定前	改定後																																																										
2024年9月 中国電力株式会社	2024年9月 2024年11月改定 中国電力株式会社																																																										
電力卸販売に係る募集要項（単年卸）	電力卸販売に係る募集要項（単年卸）																																																										
<p>1. 募集スケジュール</p> <p>参加申込期間 : 2024年9月11日（水）～2024年9月20日（金）17時</p> <p>※ 第2回以降から参加される事業者も、必ず参加申込みをいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給料金申込期間 : 2024年10月23日（水）～2024年11月8日（金）17時 契約可否回答予定日 : 2024年11月14日（木） <p>(2) 第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 <p>(3) 第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年12月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 <p>(4) 第4回（予備回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 	<p>1. 募集スケジュール</p> <p>参加申込期間 : 2024年9月11日（水）～2024年9月20日（金）17時【実施済】</p> <p>※ 第2回以降から参加される事業者も、必ず参加申込みをいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給料金申込期間 : 2024年10月23日（水）～2024年11月8日（金）17時 2024年11月14日（木）～2024年11月29日（金）17時 契約可否回答予定日 : 2024年11月14日（木） 2024年12月5日（木） <p>(2) 第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年11月12月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 <p>(3) 第3回（予備回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施の有無を含め、2024年12月 2025年2月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 ※ 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。 <p>(4) 第4回（予備回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。 																																																										
<p>2. 販売商品</p> <p>(1) 標準メニュー※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">商品名</th> <th colspan="2">通告型</th> </tr> <tr> <th>通告型α※9</th> <th>通告型β※10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通告の有無</td> <td colspan="2">あり (通告期限：受給日前々日の14時)</td> </tr> <tr> <td>受給パターン</td> <td colspan="2">通告により決定</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>年間40～50% 月間30～60%</td> <td>契約時点で各月の受給電力 および利用率を固定</td> </tr> <tr> <td>受給期間</td> <td colspan="2">2025年4月1日～2026年3月31日</td> </tr> <tr> <td>取引単位</td> <td colspan="2">100kW</td> </tr> <tr> <td>料金体系</td> <td colspan="2">単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）</td> </tr> <tr> <td>受渡エリア</td> <td colspan="2">中国エリア</td> </tr> <tr> <td>C02 排出係数</td> <td colspan="2">中国電力株式会社の排出係数</td> </tr> </tbody> </table>	商品名	通告型		通告型α※9	通告型β※10	通告の有無	あり (通告期限：受給日前々日の14時)		受給パターン	通告により決定		利用率	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力 および利用率を固定	受給期間	2025年4月1日～2026年3月31日		取引単位	100kW		料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）		受渡エリア	中国エリア		C02 排出係数	中国電力株式会社の排出係数		<p>2. 販売商品</p> <p>(1) 標準メニュー※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">商品名</th> <th colspan="2">通告型</th> </tr> <tr> <th>通告型α※9</th> <th>通告型β※10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通告の有無</td> <td colspan="2">あり (通告期限：受給日前々日の14時)</td> </tr> <tr> <td>受給パターン</td> <td colspan="2">通告により決定</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>年間40～50% 月間30～60%</td> <td>契約時点で各月の受給電力 および利用率※11を固定</td> </tr> <tr> <td>受給期間</td> <td colspan="2">2025年4月1日～2026年3月31日</td> </tr> <tr> <td>取引単位</td> <td colspan="2">100kW</td> </tr> <tr> <td>料金体系</td> <td colspan="2">単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）</td> </tr> <tr> <td>受渡エリア</td> <td colspan="2">中国エリア</td> </tr> <tr> <td>C02 排出係数</td> <td colspan="2">中国電力株式会社の排出係数</td> </tr> </tbody> </table>	商品名	通告型		通告型α※9	通告型β※10	通告の有無	あり (通告期限：受給日前々日の14時)		受給パターン	通告により決定		利用率	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力 および利用率※11を固定	受給期間	2025年4月1日～2026年3月31日		取引単位	100kW		料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）		受渡エリア	中国エリア		C02 排出係数	中国電力株式会社の排出係数	
商品名		通告型																																																									
	通告型α※9	通告型β※10																																																									
通告の有無	あり (通告期限：受給日前々日の14時)																																																										
受給パターン	通告により決定																																																										
利用率	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力 および利用率を固定																																																									
受給期間	2025年4月1日～2026年3月31日																																																										
取引単位	100kW																																																										
料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）																																																										
受渡エリア	中国エリア																																																										
C02 排出係数	中国電力株式会社の排出係数																																																										
商品名	通告型																																																										
	通告型α※9	通告型β※10																																																									
通告の有無	あり (通告期限：受給日前々日の14時)																																																										
受給パターン	通告により決定																																																										
利用率	年間40～50% 月間30～60%	契約時点で各月の受給電力 および利用率※11を固定																																																									
受給期間	2025年4月1日～2026年3月31日																																																										
取引単位	100kW																																																										
料金体系	単純従量料金制（電力量料金＋燃料費等調整） または 二部料金制（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整）																																																										
受渡エリア	中国エリア																																																										
C02 排出係数	中国電力株式会社の排出係数																																																										

改定前	改定後								
<p>※1 事業者は、各回の募集で複数の販売商品にお申込みいただけます。ただし、各商品の申込は、1つずつといたします。(定形型のうち、小売電気事業者指定型の申込については、プラン1またはプラン2のいずれか1つといたします。)</p> <p>なお、現在、当社と電力卸販売に係る契約(受給期間が2024年4月1日から2025年3月31日の契約に限り)がある事業者は、上記の申込み(1事業者につき1つずつ)とは別に、既存契約の契約更新に伴う申込(現在の契約条件の範囲内に限ります)をいただけます。また、既存契約の範囲内であれば、第1回～第4回の複数回に受給電力を分けて応札いただけます。</p> <p>1 事業者につき各商品の申込量の上限は、各回の販売予定数量といたします。</p> <p>※3 ミドル型について、平日8-20時以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「価格提示希望申込書(単年卸)」に記入してください。なお、申込可能な時間帯は、連続する時間帯に限ります。</p> <p>※10 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。</p> <p>なお、通告型βの受給料金単価には、需給管理業務に伴う委託費を含みません。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。</p>	<p>※1 事業者は、各回の募集で複数の販売商品にお申込みいただけます。ただし、各商品の申込は、1つずつといたします。(定形型のうち、小売電気事業者指定型の申込については、プラン1またはプラン2のいずれか1つといたします。)</p> <p>なお、現在、当社と電力卸販売に係る契約(受給期間が2024年4月1日から2025年3月31日の契約に限り)がある事業者は、上記の申込み(1事業者につき1つずつ)とは別に、既存契約の契約更新に伴う申込(現在の契約条件の範囲内に限ります)をいただけます。また、既存契約の範囲内であれば、第1回～第3回の複数回に受給電力を分けて応札いただけます。</p> <p>1事業者につき各商品の申込量の上限は、各回の販売予定数量といたします。</p> <p>また、<u>1事業者につき各回の募集における各商品の合計申込量の上限は、「3. 各回の販売予定数量(kWおよびkWh)」といたします。</u></p> <p>※3 ミドル型について、平日8-20時以外の時間帯の受給を希望される場合は、希望する時間帯を「価格提示希望申込書(単年卸)」に記入してください。なお、<u>申込可能な時間帯は、平日または全日の6時間以上で連続する時間帯に限ります。</u></p> <p>※10 通告型βについては、需給管理業務を当社またはESSへ委託いただく必要があります。当社とESSのいずれに委託いただくかは当社にて決定いたします。</p> <p>なお、通告型βの受給料金単価には、需給管理業務に伴う委託費を含みません。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。</p> <p>なお、需給管理業務に係る委託費は、通告型βの受給料金とは別に事業者からお支払いいただきます。また、需給管理業務の協議が調わない場合は、契約できないことがあります。</p> <p>※11 通告型βについては、<u>受給期間中の各月の受給電力が年間の最大受給電力に対して6割以上となること、かつ、受給期間中の利用率(年間の最大受給電力が基準)が50%以上かつ月間の利用率が50%以上(当該月間の受給電力が基準)となることを条件といたします。</u></p>								
<p>3. 販売予定数量</p>	<p>3. 販売予定数量</p>								
<p>各回の販売予定数量は、以下のとおりといたします。</p>	<p>各回の販売予定数量は、以下のとおりといたします。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 1230 278 1661">第1回</td> <td data-bbox="281 1230 1409 1661"> <p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWh) <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1663 278 1971">第2回</td> <td data-bbox="281 1663 1409 1971"> <p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 24億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は1億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は1億kWh) </td> </tr> </table>	第1回	<p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWh) <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh 	第2回	<p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 24億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は1億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は1億kWh) 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1513 1230 1685 1661">第1回</td> <td data-bbox="1688 1230 2792 1661"> <p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 66万kW <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1663 1685 1971">第2回</td> <td data-bbox="1688 1663 2792 1971"> <p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 24.44億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は2億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は2億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 19万kW+第1回での未約定量 </td> </tr> </table>	第1回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 66万kW <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh 	第2回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 24.44億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は2億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は2億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 19万kW+第1回での未約定量
第1回	<p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWh) <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh 								
第2回	<p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 24億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は1億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は1億kWh) 								
第1回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 150億kWh(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は8億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は8億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 66万kW <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> 非FIT再エネ指定非化石証書:1.6億kWh 非FIT再エネ指定なし非化石証書:16億kWh 								
第2回	<p><標準メニュー></p> <p>[標準メニュー全体の販売予定数量(kWh)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 24.44億kWh+第1回での未約定量(うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は2億kWhを上限、定形型〔小売電気事業者指定型〕は2億kWhを上限とする) <p>[低利用率標準メニュー*¹合計の販売予定数量(kW)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 19万kW+第1回での未約定量 								

改定前		改定後	
	<p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非FIT再エネ指定非化石証書：0.2億kWh ・非FIT再エネ指定なし非化石証書：2億kWh 		<p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非FIT再エネ指定非化石証書：0.2 0.4億kWh ・非FIT再エネ指定なし非化石証書：2 4億kWh
第3回	<p><標準メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20億kWh+第2回での未約定量（うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は1億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は1億kWh） <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非FIT再エネ指定非化石証書：0.2億kWh ・非FIT再エネ指定なし非化石証書：2億kWh 	第3回	<p><標準メニュー></p> <p>・20億kWh+第2回での未約定量（うち、ベース型〔市場連動型プラン〕は1億kWh、定形型〔小売電気事業者指定型〕は1億kWh）</p> <p><非化石証書付帯メニュー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非FIT再エネ指定非化石証書：0.2億kWh ・非FIT再エネ指定なし非化石証書：2億kWh <p>実施の有無を含め、2025年2月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。</p>
第4回	実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。	第4回	実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途販売予定数量を公表いたします。

※1 低利用率標準メニューとは、ミドル型、定形型（小売電気事業者指定型）および通告型αをいいます。

※2 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。

5. 参加申込について

(1) 電力卸取引参加申込書
当社が指定する「電力卸取引参加申込書（単年卸）」を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、提出してください。

(3) 参加申込にあたっての留意事項
<省略>

- ・提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。

6. 与信審査
<省略>

- ・申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を満たさなくなった場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者には何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

7. 価格提示希望のお申込みについて

(1) 価格提示希望申込書
当社が指定する「価格提示希望申込書（単年卸）」を記入し、提出してください。

5. 参加申込について

(1) 電力卸取引参加申込書
当社が指定する「電力卸取引参加申込書（単年卸）」を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、PDF形式で提出してください。

(3) 参加申込にあたっての留意事項
<省略>

- ・提出締切を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません。

※ 改定前の「電力卸販売に係る募集要項（単年卸）」にもとづき、提出された「電力卸取引参加申込書（単年卸）」および財務諸表等は、引き続き有効といたします（当該申込書等の再提出は不要です）。

6. 与信審査
<省略>

- ・申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を満たさなくなった場合は、契約いたしかねます。また、これにより事業者には何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

※ 改定前の「電力卸販売に係る募集要項（単年卸）」にもとづき、当社が事業者に通知した与信審査結果は、引き続き有効といたします。

7. 価格提示希望のお申込みについて

(1) 価格提示希望申込書
当社が指定する「価格提示希望申込書（単年卸）」を記入し、PDF形式で提出してください。なお、改定前の「電力卸販売に係る募集要項（単年卸）」にもとづく「価格提示希望申込書（単年卸）」を提出された事業者も、再度提出してください。

改定前	改定後
<p>(2) 受給計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 定形型(当社指定型)の受給を希望される場合、年間のピークとなる1月の最大受給電力(19:00～20:30)を「価格提示希望申込書(単年卸)」および「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_当社指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、提出してください。 通告型βの受給を希望される場合は、各月の受給電力、各月の受給電力量、月間平日・休日の30分コマ毎の受給電力量について、「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、提出してください。 <p>また、需給管理業務を委託いただくにあたっての必要事項について、「需給管理業務の受託にあたり確認させていただきたい事項(単年卸)」へ記入のうえ、提出してください。</p> <p>(3) 価格提示希望のお申込みにあたっての留意事項 <省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 通告型βの第3回・第4回(予備回)の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸の募集または単年卸の第1回・第2回の募集において当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が調った事業者に限りお申込みいただけます。 なお、「価格提示希望申込書(単年卸)」等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。 <p>9. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 事業者が希望する受給料金単価等のお申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)で当社が提示する受給料金単価等を参考に、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」へ希望する受給料金単価等*を記入し、9.(5)に定める提出締切までに当社へメールにてお申込みください(希望受給電力に変更がある場合〔ただし、通告型βは除く〕はあわせてご連絡ください)。希望する標準メニューの受給料金単価は、容量確保契約金を控除し、発電側課金相当を含めた単価を記載してください(内訳として、発電側課金相当のみ当社より単価をお示しします)。9.(5)で定める提出締切までに、「電力卸取引希望申込書(単年卸)」の提出がない場合は、申込を取消したものとみなします。 <p>※ 上記(1)で当社が提示する受給料金単価を上回る単価でも下回る単価でも記入いただけます(上記(1)で当社が提示する受給料金単価以上でお申込みいただいたとしても、<u>約定を確約するものではありません</u>)。</p> <p>※ 二部料金制を希望の場合は、電力量料金のみ希望する単価を記入してください(基本料金は当社から提示した価格から変更できません)。</p>	<p>(2) 受給計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 定形型(当社指定型)の受給を希望される場合、年間のピークとなる1月の最大受給電力(19:00～20:30)を「価格提示希望申込書(単年卸)」および「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_当社指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、PDF形式で提出してください。 通告型βの受給を希望される場合は、各月の受給電力、各月の受給電力量、月間平日・休日の30分コマ毎の受給電力量について、受給期間中の各月の受給電力が年間の最大受給電力に対して6割以上となるように設定してください。そのうえで、受給期間中の利用率(年間の最大受給電力が基準)が50%以上かつ月間の利用率が50%以上(当該月間の受給電力が基準)になるように「価格提示希望申込書(単年卸)補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、エクセル形式で提出してください。ただし、提出いただいた受給計画が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、当社は受給電力の変更を求めることができるほか、申込受付をお断りすることがあります。 <p>また、需給管理業務を委託いただくにあたっての必要事項について、「需給管理業務の受託にあたり確認させていただきたい事項(単年卸)」へ記入のうえ、PDF形式で提出してください。</p> <p>(3) 価格提示希望のお申込みにあたっての留意事項 <省略></p> <ul style="list-style-type: none"> 通告型βの第2回・第3回・第4回(予備回)の募集については、需給管理業務における委託手続きにかかる期間を考慮し、複数年卸の募集または単年卸の第1回・第2回の募集において当社が通告型βの契約者決定通知を送付し、需給管理業務の委託に関する協議が調った事業者に限りお申込みいただけます。 なお、「価格提示希望申込書(単年卸)」等の提出は、申込内容と同条件の契約を確約するものではありません。 <p>※ お申込みいただいた受給電力または受給パターンが当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上履行困難な場合は、受給料金単価等の提示をお断りする場合があります。</p> <p>9. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 事業者が希望する受給料金単価等のお申込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)で当社が提示する受給料金単価等を参考に、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書(単年卸)」へ希望する受給料金単価等*¹を記入し、9.(5)に定める提出締切までに当社へメールにてPDF形式でお申込みください(希望受給電力に変更がある場合〔ただし、通告型βは除く〕はあわせてご連絡ください*²)。希望する標準メニューの受給料金単価は、容量確保契約金を控除し、発電側課金相当を含めた単価を記載してください(内訳として、発電側課金相当のみ当社より単価をお示しします)。9.(5)で定める提出締切までに、「電力卸取引希望申込書(単年卸)」の提出がない場合は、申込を取消したものとみなします。 <p>※¹ 上記(1)で当社が提示する受給料金単価を上回る単価でも下回る単価でも記入いただけます(上記(1)で当社が提示する受給料金単価以上でお申込みいただいたとしても、<u>約定を確約するものではありません</u>)。</p> <p>なお、二部料金制を希望の場合は、電力量料金のみ希望する単価を記入してください(基本料金は当社から提示した価格から変更できません)。</p> <p>※² 希望受給電力の変更内容が当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれがあり、実務上</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 定形型（小売電気事業者指定型）については、30分コマ毎の受給電力量について、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書（単年卸）補紙_小売電気事業者指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、あわせて提出してください。 <p>(3) マルチプライスオークション方式による約定処理</p> <p>① 標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が大きい申込から順に販売予定数量に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。 <p>なお、二部料金制の場合は、単純従量料金制の受給料金単価*に置き換えたうえで、約定処理を行います。</p> <p>※ 年間の基本料金と電力量料金の合計を当該各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）で除して算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 約定処理の途中で販売予定数量に達した場合には、部分約定となります（この場合、標準メニューの約定処理の単位は、標準メニュー毎に設定された取引単位といたします）。また、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が同一となる複数の申込により部分約定が発生する場合、部分約定量を当該各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）に応じて按分いたします。 <p>・ <u>定形型（小売電気事業者指定型）については、部分約定の処理においてすべての30分コマ毎の受給電力量が50kWh単位とならない場合、原則として全量未約定となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 定形型（小売電気事業者指定型）における未約定量については、その他の標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の販売予定数量に充当いたします。 当社が設定する最低取引価格（非公表）に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。 <p>(5) 各回の募集スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 各回の募集スケジュールは、以下のとおりといたします。 	<p style="text-align: center;">履行困難な場合は、変更のお断り、または受給電力もしくは受給料金単価の変更を求める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 定形型（小売電気事業者指定型）については、30分コマ毎の受給電力量について、当社よりお送りする「電力卸取引希望申込書（単年卸）補紙_小売電気事業者指定型受給計画等記載フォーマット」へ記入のうえ、エクセル形式であわせて提出してください。 <p>(3) マルチプライスオークション方式による約定処理</p> <p>① 標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が大きい申込から順に、販売予定数量（kW および kWh）の条件に達するまで、マルチプライスオークション方式にて約定処理を行います。 <p>なお、二部料金制の場合は、単純従量料金制の受給料金単価*に置き換えたうえで、約定処理を行います。</p> <p>※ 年間の基本料金と電力量料金の合計を当該各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）で除して算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 約定処理の途中で低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）または、販売予定数量(kWh)を上回ったに達した場合には、部分約定となります（この場合、標準メニューの約定処理の単位は、標準メニュー毎に設定された取引単位といたします）。部分約定となる場合は低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）および、販売予定数量(kWh)の範囲内となるよう、当該申込の希望受給電力（kW）および、標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の申込をした各事業者の希望受給電力にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）を均等な比率で減算処理します。 <p>また、上記（2）で事業者が希望する受給料金単価から上記（1）で当社が提示する受給料金単価を差引いた値が同一となる複数の申込により部分約定が発生する場合（以下、当該複数申込を「同一順位部分約定申込」という）、約定量は、低利用率標準メニューの販売予定数量(kW)の範囲内で、同一順位部分約定申込のうち低利用率標準メニューを希望した各事業者の希望受給電力を均等な比率で減算処理したうえで、販売予定数量(kWh)の範囲内で部分約定量を当該各事業者標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の申込をした各事業者の希望受給電力（低利用率標準メニューについては減算処理後の希望受給電力）にもとづき算定した年間の受給電力量（通告型αの場合は年間利用率40%で算定）に応じて按分いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 約定処理の途中で、低利用率標準メニューの販売予定数量（kW）に達した場合は、販売予定数量（kW）の条件に抵触しない残りの申込を対象に、全ての約定処理対象申込の約定処理が終了または、販売予定数量(kWh)に達するまで約定処理を行います。 定形型（小売電気事業者指定型）については、部分約定の処理においてすべての30分コマ毎の受給電力量が50kWh単位とならない場合、原則として全量未約定となります。 定形型（小売電気事業者指定型）における未約定量については、その他の標準メニュー（ベース型〔市場連動型プラン〕以外）の販売予定数量に充当いたします。 当社が設定する最低取引価格（非公表）に満たない場合は、約定処理の対象外といたします。 <p>(5) 各回の募集スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 各回の募集スケジュールは、以下のとおりといたします。

改定前			改定後		
各回共通	電力卸取引参加申込書（単年卸）等の提出締切	2024年9月20日（金）17時	各回共通	電力卸取引参加申込書（単年卸）等の提出締切	2024年9月20日（金）17時
	与信審査結果の通知	2024年9月30日（月）		与信審査結果の通知	2024年9月30日（月）
第1回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年10月9日（水）17時	第1回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年10月9日（水）17時 2024年11月8日（金）17時
	受給料金単価の提示	2024年10月23日（水）		受給料金単価の提示	2024年10月23日（水） 2024年11月14日（木）
	電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月8日（金）17時		電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月8日（金）17時 2024年11月29日（金）17時
	契約者決定通知	2024年11月14日（木）		契約者決定通知	2024年11月14日（木） 2024年12月5日（木）
第2回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	第2回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年11月29日（金）17時
	受給料金単価の提示			受給料金単価の提示	
	電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切			電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	
	契約者決定通知			契約者決定通知	
第3回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年12月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	第3回	価格提示希望申込書（単年卸）の提出締切	2024年12月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。
	受給料金単価の提示			受給料金単価の提示	
	電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切			電力卸取引希望申込書（単年卸）の提出締切	
	契約者決定通知			契約者決定通知	
第4回 （予備回）	実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。		第3回* （予備回）	実施の有無を含め、2025年2月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	
			第4回 （予備回）	実施の有無を含め、2025年1月頃を目途に別途スケジュールを公表いたします。	

※ 当初予定していた第4回（予備回）は実施いたしません。

10. 契約における重要事項等
 <省略>

- 当社との受給契約期間満了前に債務不履行等により当社との受給契約を解除した場合または当社との受給契約締結以降、買主の都合により当社との受給契約を解除した場合は、買主から当社に対し、別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量の12分の5（5か月分）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの〔ベース型[市場連動型プラン]については、解除月の受給料金単価〕。発電側課金相当を含む）を乗じた金額をお支払いいただきます。

10. 契約における重要事項等
 <省略>

- 当社との受給契約期間満了前に債務不履行等により当社との受給契約を解除した場合または当社との受給契約締結以降、買主の都合により当社との受給契約を解除した場合は、買主から当社に対し、別途締結する契約書に定める年間予定受給電力量の12分の5（5か月分）に受給料金単価^{*1}（解除月の燃料費等調整単価^{*2}を加減算したもの〔ベース型[市場連動型プラン]については、解除月の受給料金単価〕。発電側課金相当を含む）を乗じた金額をお支払いいただきます。
- 当社は、受給契約締結以降、次の①または②に該当する場合、受給契約を解除できるものとし、当社から買主に対し、上記の違約金のお支払を求めることがあります。
 - ① 通告型βの受給契約において、買主が「価格提示希望申込書（単年卸）補紙_通告型β受給計画等記載フォーマット」に記入した受給計画の受電時間帯と、実際の受電時間帯が異なることで、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合

改定前	改定後
	② 買主側の事情に起因する理由により、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが高まり、買主が当社からの是正の求めに応じない、または、十分な是正がなされないと当社が判断した場合

以 上